

Press Release

平成23年 6月 8日

(照会先)

リスク・コンプライアンス部長 寺沢 徹 コンプライアンスグループ長 森末 堅

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁について

平成23年6月8日付で職員の制裁を行いましたので公表します。

事案		被処分者	制裁内容	事案の概要
1	所属	玉名年金事務所	戒告	年金の支払機関の変更処理を行わなかったこと
	職位	室長		で、受給者が変更後の支払機関で年金を受け取れ
		50代 男性		なくなったため、年金支払額相当(約13万円)を私費
				で支払った。
2	所属	松山東年金事務所	停職(3日)	受付後の書類管理を適切に行わず、老齢年金裁
	職位	参事役		定請求書及び厚生年金関係届書等の処理を怠って
		50代 男性		いた(合計60件)。
				(平成22年10月4日付の事務処理誤り等(平成22年8
				月分、整理番号124)で公表済)
3	所属	長崎事務センター	停職(3月)	旧長崎北社会保険事務所在籍中に受付した障害
		※参照		年金裁定請求書(24件)の管理を適切に行わず、う
	職種	一般職		ち8件は紛失した。また、うち2件は異動後に処理遅
		30代 男性		延を隠すために申請者が郵送したように装った。
				(詳細は別添1参照)
	所属	豊中年金事務所	停職(2月)	国民年金保険料の収納年月日について、本来の
	職種	一般職		納付日とは異なる日に不適正に訂正した。(これによ
4		40代 男性		り、請求者は、障害基礎年金の受給に必要となる保
				険料納付要件を満たすこととなった。)
				(詳細は別添2参照)
5	所属	柏崎年金事務所	減給	自己の年金記録の業務目的外閲覧を行った。
	職種	特定業務契約職員		
		50代 女性		

	所属 久留米年金事務所	停職(2日)	自己及び家族の年金記録の業務目的外閲覧を行
6	職種 特定業務契約職員		った。
	60代 男性		
7	所属 長野北年金事務所	戒告	自己の年金記録の業務目的外閲覧を行った。
	職種 アシスタント契約職員		
	30代 女性		
	所属 札幌北年金事務所		
8	① 職種 一般職	戒告	① 元経営者の要求を断り切れず、事業所の元従業
	30代 男性		員の年金加入記録を提供した。
	② 職位 副所長	戒告	② 部下職員から上記内容の報告を受けたが、所長
	50代 男性		に約4カ月間報告しなかった。
			(平成23年6月2日付の事務処理誤り等(平成23年4月
			分、整理番号162)で公表済)

- 注1 被処分者の所属、職位(職種)及び年齢は、行為時のもの。
 - ※ 事案3の被処分者の所属は、郵送したように装った行為時のもの。
- 注2 特定業務契約職員は、特定の業務に従事する有期雇用職員。
- 注3 アシスタント契約職員は、補助的な業務に従事する有期雇用職員。

障害年金裁定請求書の処理遅延等について

1 概略

平成 22 年 3 月 12 日、長崎北年金事務所に障害年金裁定請求書 2 通が差出 人不明の封書で郵送されてきたため、請求者に確認したところ、郵送した覚 えがないとのことでした。

同事務所で、被処分者(平成22年1月から長崎事務センターに在籍中)が担当した処理状況を洗い直したところ、平成19年9月から平成21年3月に受付した障害年金裁定請求書24件の処理状況が不明となっていました。

被処分者は、当初、関わりを否認していましたが、8件の障害年金裁定請求 書を紛失したこと、処理遅延を隠す目的で障害年金裁定請求書 2 通を郵送し て最近提出されたように装ったことを認めました。

2 対応

平成22年3月に事案が判明して以降、お客様に謝罪を行いました。 また、裁定請求の処理を早急に進め、平成22年12月をもって処理が完了しました。

(処理結果)

- ① 障害厚生年金等が支給されることとなったもの 14件
- ② 不支給となったもの 6件
- ③ 書類不備等により請求者に裁定請求書を返戻したもの 4件

3 再発防止策等

本件の発生原因は、旧長崎北社会保険事務所において、裁定請求書の受付後の処理経過及び書類管理が適切に行われていなかったことにあります。

機構発足後は、年金事務所長により毎月1回未処理の裁定請求書等の点検 を行い、厳正な受付管理を行っています。

別添2 (事案4)

年金加入記録の国民年金保険料収納年月日の不適正な訂正について

1 概略

平成22年5月19日に請求者より受理した障害基礎年金裁定請求書(請求書) について、大阪事務センターで審査をした際に当該請求者の国民年金保険料収 納年月日が受給要件を満たすように訂正されていたことが判明したため、当該 請求書を受理した豊中年金事務所が被処分者に確認したところ、当初、関わり を否認していましたが、被処分者は不適正な訂正を行ったことを認めました。

2 対応

事案が判明して以降、他の関与者、同様事例等の調査を行い、被処分者の単独行為であること、及び他に不適正な訂正は行われていないこと等を確認しました。

なお、不適正に訂正された記録については、本来の記録に戻しました。

3 再発防止策等

年金事務所において、届書等の入力や記録を訂正した場合は、他の職員による相互チェックを行った後に決裁を受けることとされていますが、この手順が適切に行われていなかったことによるものであり、この手順の徹底を図ります。